

令和8年第1回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和8年1月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

アイバル2階

○ 出席した委員 (19名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (1名)

22番 小池政幸

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借)

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の策定について (売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 5 番 (倉田)

議事録署名人 6 番 (小松)

開 会 令和8年1月26日 午後2時59分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和8年第1回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきたいと思ひます。

本日が本年第1回の会議となります。本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願ひいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

新しい年になりました。本年もよろしくお願ひいたします。

寒い日が続いております。皆さんそうだと思いますが、今の時期になると今年は御神渡りがあるかっていうことが一番気になっておりました、昨日までは波が立っていて駄目でしたが、今朝のニュースを聞いていますと全面結氷ということで、ちょっと期待しているのが正直なところです。そんなことで年が始まりましたということです。

私ごとで恐縮なのですが、この年になってと思ひてはいるのですが、何か年初めに目標でも立てようかと思ひておりましたら、たまたま戸隠神社からお札が送られてきて、その中には今年の生活の仕方が書いてありますので、こんな形でやっていきたいということをお願ひを報告と言ったらおかしいですが、お伝えしたいと思ひておりました。ちょっと読んでみます。

是は地のちに定まるの兆なれば、物事控えめにして、とかく人に従ひ、心を柔和にもてば吉に向かうべし。一ぶんにて人に先立つときは妨げありてとげがたかるべし、つつしみ第一なり。

いろいろ常日頃からやりたいこともありますけれども、前に出ずに、皆様にお願ひしていこうかと、しっかりやっていきたいと思ひますので、今年もよろしくお願ひいたします。

簡単ですが、以上とさせていただきます。

局 長 (入谷 吉博君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。今回は5番倉田益式委員にお願ひをいたします。

5 番 (倉田 益式君)

年が明けました。ちょっと農業委員会から視野を広げてもらってお話をしようかと思ひておりました。

登戸研究所調査委員会のメンバーでもありますので、爆弾の話から入れたらと思ひます。よろしいですか。

爆弾というのは、爆薬でいうと、元寇で大陸のほうから攻めてきたときに元

寇の使っていたのが黒色火薬という火薬です。それが今から 900 年ぐらい前というふうに言われています。

黒色火薬が 900 年前に来て、ちょうど明治に入った頃になるのですけれども、ダイナマイトが発明されました。

それから、続いて TNT——トリニトロトルエンという火薬、それが開発されました。

その後、今度は、RDX、何ていうのだろう、パテのような柔らかい火薬、これが発明されました。それが第二次世界大戦、太平洋戦争の頃に開発されました。

その頃になると幾らでも爆薬が作れるようになりました。それまでは原料が限られていたのになかなか爆薬ができなかったけれども、第一次・第二次世界大戦あたりから幾らでも爆薬が作れるようになりました。

手元にちょっとカラー刷りでプリントを用意しましたので、御覧いただければと思います。

一番下の線の左のほうは江戸時代に入った頃です。

人口を見てください。インド、中国、日本。人口から見ると 2,500 万人ですけども、日本は世界で 3 番目の大国でした。

それで、その上の 1871 年は明治に切り替わって間もなくの頃です。そうすると、日本は全世界で 7 番目まで下がっています。

それで、一番上が直近のグラフですけども、日本はずっと下のほうに下がりました。日本の人口はあまり変わっていないのですけれども、ほかの国で圧倒的に人口が増えている。

それで、青い風船のようなグラフを見てもらうと、1600 年頃は、東南アジア——インド、中国、その辺が結構でかい丸ですよ。あとの国は本当に小さい丸ばかりです。

それで、真ん中のグラフはちょうど明治頃です。そうすると、やっぱりインド、中国が増えているということが分かります。

それから、2025 年になると、東南アジア、これがもう圧倒的に増えています。

一番下のグラフを見ていただくと、人口は小さくて見えないですけども、1950 年くらい、一番下のグラフの直後ぐらいまでは徐々に人口が増えていますが、そんなに増えていません。

これは一番上の年代を入れたところを見てもらうと分かりますけれども、1950 年を過ぎると、もう急激に増えています。

それで、今は全世界の人口が 80 億人だけだけど、80 億人の中の 20 億人は飢餓だというふうに言われています。食べるものがないってことです。

それで、一番上のグラフの1870年、それから右の1913年のところに「BASF」って書いてあります。

それで、ちょうどこの頃、さっき言ったように、新しい爆薬の開発が急激に進んで、合成化学の結果、爆薬が大量に作れるようになりました。

なぜかっていったら、ドイツが戦争したときにイギリスが物資を全部カットしたのです。だから、ドイツは生き残れないのでいろいろ研究して、ハーバーとボッシュ、この2人の研究の結果、窒素が取り出せるようになりました。

どこからかっていったら、空気中の窒素です。空気中の気体の窒素を固定化して使えるようにする、そういう発明をしました。

それが何を意味するかといったら——さっき私が爆薬が幾らでも作れるようになったって言いましたよね。それが戦争に発展するのです。

それで、戦争が終わって平和なときに何をするか。何でしょうか。

肥料を作る。田んぼや畑に作物を育てるとき、苗に肥料をかけますよね、窒素、リン酸、カリと。一番大事な肥料が窒素です。それがさっき言ったドイツの生まれのハーバーとボッシュの研究によって幾らでも作れるようになった。

水素は水素で、また別に作る方法がありますから、水素と窒素が利用できれば肥料もできるということになりました。

それで、さっき言ったように、今の世界人口は80億人です、20億人は飢餓ですけれども。ちょうど世界の人口が20億人くらいになったときにヨーロッパの学者がもうこれ以上人口が増えたら飢餓が出るから最悪だということを書いたのですけれども、困ったときやなんかには人は工夫して乗り越えるのです。

最初は動力機械、これはかなり前、19世紀頃発明されたと思うけれども、それによって馬に食べさせるものが人間のほうに回ってきた、それで食料が3割ぐらいアップしていたのです。

それで、その後は、さっき言った発破物資、窒素が取り出せる、これによって、ある意味では際限なく作物が育てられる——ほかの要因もありますけれども——そんな世の中にならと変わっちゃったのです。

というようなことで、今の世界総人口80億人が何とか暮らしています。

じゃ、日本は今農政で何を言っているかといったら、あまり作り過ぎるなど、米を作り過ぎたらいけない、減反しなさいと、必要より作ったらいけないということが言われています。

だけど、世界から見ると、80億人の人口は今言ったような発明が幾つも重なって今の80億人が達成されていると、ただし、今でも20億人は飢餓の人がおりますというのが現実です。ちょっと何か参考になったら頭の隅に入れておいてもらえればという意味でお話しさせていただきました。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて

御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局長（入谷 吉博君）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長をお願いいたします。

会長（氣賀澤 道雄君）

それでは議事のほうに移りたいと思います。

続けさせていただきます。

これより令和8年1月5日付、告示第1号をもって招集しました令和8年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

22番 小池政幸推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において5番 倉田益式委員、6番 小松伸治委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任（竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更一1で表示した場所になります。

東伊那区、 の南2筆、計130.62㎡になります。

1ページにお戻りください。

内容でございますが、当初計画では事業計画者が住宅敷地として当地を購入する予定であったが、交通事故によってけがを負い当市への往来が困難となったことから事業計画者の変更をしたい、承継計画は近隣の住民が駐車場用地として使用するというものでございます。

同日、5条申請がありましたので、こちらにつきましては後ほど説明をいた

します。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

25番 (白川 眞武君)

この件に関しては前年11月に5条の申請がありました。それで、この土地は[]が買い受ける予定でしたが、さっきの説明のとおり、交通事故でけがをされたということで、事業を遂行できないという理由です。

承継者の[]は、位置図の「計画」と書いてあるところの近くの方です。それで、その方が駐車場として利用するというので計画変更するものです。

土砂の流出が考えられるので、注意事項として引き続きその点について留意してくださいということでおきました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第1号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

中割区、[]の東1筆 994 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人はこれまで遊休農地を有効利用するため営農型太陽光発電事業と施設の下部農地にて []の栽培をしてきたが、遊休農地の解消と収益確保のために今後も引き続き当地を借り受けたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては4 ページ右側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

東伊那区、[]の南3筆、計 2,342 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は新たに営農を始めるため当地を取得したい、譲渡人は市外在住であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

20番 (小平 裕一君)

1番ですけど、過去3年やってきて、契約更新ということで、過去3年間については、特に近隣住民とかから大きな問題も出ていませんし、太陽光パネルの下で []を栽培してきたのですが、[]の管理も適正にできているということで、特に問題ないと判断しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2番、お願いします。

8番 (滝沢 久美子君)

2番です。

[]は []に住んでいらっしゃるの管理ができないという状況にあります。

それで、位置図の []の上にある四角が []の元住宅で、今回、 []がそこを購入されて住まわれるようになります。それに伴って、農業を新規に始めたいということで、 []の持っている農地をそのまま耕作してくださるということです。遠くに住んでいるので長年空いていた農地を耕作して

- くださるということで、期待しています。
問題はないと思います。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
春日委員。
- 1 2 番 (春日 知也君)
営農型太陽光発電施設のルールですので、XXXXXXXXXXの収穫状況を教えてください。
- 主 任 (竹村 直人君)
提出いただいている資料では、現在6年目に当たるということで、収穫のほうも進んでいるということでございます。この地区の平均反収に対し8割ほどの収益が取れているということです。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。
- 1 2 番 (春日 知也君)
地区の平均反収ってというのは幾つですか。
- 主 任 (竹村 直人君)
こちらの地区の平均反収は10アール当たり198キロで、現在収穫できているのは10アール当たり159キロということで聞いております。
- 1 2 番 (春日 知也君)
ありがとうございます。
ちなみに、地区って誰がどう決めているものなのでしょうか。
- 主 任 (竹村 直人君)
こちらの地区については、事業を行っているXXXXXXXXXXよりJA南信地区の持っている反収結果を元に営農計画ということで栽培計画を作ってきております。
- 1 2 番 (春日 知也君)
ありがとうございます。
申請者による159キロの確認ってというのはどなたがなさったのでしょうか。
- 主 任 (竹村 直人君)
報告データしかいただけていないので、実際にそれだけのものが取れているかという確認は取れていないです。事務局として実際に159キロ取れているかという確認は取れていないです。

12番 (春日 知也君)

ごめんなさい。手続的にどうなのかということですが、そうすると、手続上は申請者の出してきた数字だけで進んでいってということになっているのでしょうか。それとも、結局、さっきのように確認するということになるのでしょうか。

主任 (竹村 直人君)

栽培している作物の状況を確認して、あまりにも予定より作物が育っていない場合についてはその辺の聞き取りや確認というものもしっかりしなければならなくなっていますが、こちらの土地については、XXXXXXXXXXが栽培できているということで、159キロの収量の確認までは行っていないところであります。

会長 (氣賀澤 道雄君)

よろしいですか。

12番 (春日 知也君)

はい。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これについては、県のほうにも出ているのですけれども、やはりこういう更新の事案が各種出てきています。

それで、取れ高については事業者の自己申告を基にしてやっていますので、そこまでは確認してないという認識をしています。

ただ、今そういう意見が出ましたので、今度のときには常設審議会のほうでそういう意見が出たということで確認していきますので、また次回お知らせいたします。

ほかにありますか。——よろしいですか。

それでは、議案第2号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)

それでは議案書5ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていた

だきます。

計8件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、 の東3筆、計1,190㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、譲受人は現在使用している駐車場敷地を拡張するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外、第1種低層住宅専用地域となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見えております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

中割区、 園の東1筆994㎡のうちの5,002㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人はこれまで市内で太陽光発電事業と施設の下部農地で作物を栽培していたが、遊休農地の解消と収益確保のため今後も引き続き当地を借り受けたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては1種、土地改、不許可の例外として3年間の一時転用で見えております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

中割区、 の西1筆231㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は当市への移住を計画しており、取得予定の住宅に隣接する土地を進入路及び住宅敷地として使用するため取得したい、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見えております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの北東1筆249㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、工事車両置場。

理由でございますが、借受人は隣接する土地の住宅建築工事を行うに当たり工事車両を置くスペースを確保するため駐車場用地として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域内となっております。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として一時転用で見えております。

続いて5件目でございます。

場所につきましては9ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

町1区、XXXXXXXXXXの南1筆321㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は当市への移住を計画しており、取得予定の住宅に隣接する土地を進入路及び住宅敷地として使用するため取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見えております。

続いて6件目でございます。

場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの北1筆2,826㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地。

理由でございますが、譲受人は県内において土地や建物の販売等を行う企業であるが、集落に近く主要な道路や学校とも近い当地を住宅用地として使用したい、譲渡人は高齢であり後継者もいないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和7年9月24日、農振除外が認可となっております。

ります。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて7件目でございます。

場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-7で表示した場所になります。

東伊那区、 の南2筆、計135㎡になります。

6ページをお開きください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、譲受人は現在隣接する住宅へ居住しており駐車場として使用するため当地を取得したい、譲渡人は農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて8件目でございます。

場所につきましては10ページ右側を御覧ください。

5-8で表示した場所になります。

先ほど計画変更申請のありました東伊那区、 の南2筆、計130.62㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は申請地の隣接地に居住しており自宅の駐車場用地として利用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上8件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、1月6日に現地確認を行いました。

現地は現在耕作する人もいないということで、西側にある の駐車場として使うということになります。

それで、位置図で言うと■■■■宅のところに■■■■を建てる予定だそうで、その駐車場に使いたいということですので、問題ないというふうに判断いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは2番をお願いします。

20番 (小平 裕一君)

2番については、先ほど3条のところに出てきたもので、特に補足はありません。

それで、3番ですけど、3番は位置図で見てもらうと■■■■っていうお宅があるんですけど、これが空き家になっていて、これを■■■■の方が購入するってということで、■■■■の■■■■っていう方の所有している車が大きい車で、この場所に入ってこれないってということで、この土地を取得したいということです。

それで、この土地を現在借りて耕作している方とか、■■■■の畑みたいになっているようですけれども、そちらにも事前に了解を得ているってということで、特に問題ないと判断しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは4番をお願いします。

17番 (河上 邦和君)

4番ですけども、申請地の道路の向かい側に住宅を建てたいってということで、位置図で言いますと「5」と書いてあるあたりにうちを建てたいってことですが、その左側はうちがあり、狭くなっていますので、どうしても道路の反対側の畑を一時的に車を止める駐車場に使いたいということでもあります。

農地は何も耕作されていないのと、あと、家が完成した6か月後には原状復帰するということですので、何ら問題はないと考えます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

5番、お願いします。

6番 (小松 伸治君)

5番につきましては、町1区でありますけど、小池推進委員と一緒に現地確認しました。

それで、■■■■は■■■■に行っておりまして、この方がそちらのほうにいるわけですけども、駒ヶ根の家が空き家になっているということで、それを■■■■

■■■■の■■■■に売ることにしたということであります。

この土地については、買うにしても家屋に入っていくための進入路が必要ということで、現在畑になっていますけれども、この場所は長期間耕作しておりませんので、家屋と一団の土地としての宅地転用はやむなしということで、問題なしと判断いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

6番は私のほうで説明します。

去年、春日委員と現地調査しまして、5-6の周りもほとんど住居になっていまして、農地への影響はないと思いますが、ちょっと高い場所になっていまして、排水は地下浸透なもんですから、下の土地に水が出ないように注意してくださいということを意見書には書いておきました。

以上です。

7番をお願いします。

8 番 (滝沢 久美子君)

7番ですが、先ほどの3条で出てきた場所ですが、駐車場にしたいということで5条の申請になります。

今まで耕作されていない土地でしたが、道端ですので気をつけていただきたいということ、問題はないと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

8番は先ほど説明がありましたので省略させていただきます。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第3号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第4号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により■■■■、■■■■及び■■■■は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するま

で一時退席を求めます。

[・ ・ 退場]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

議案書11ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)を御説明し、御提案と
させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和8年2月27日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田4万7,355㎡、10年が田3万9㎡、畑
1,388㎡、合計7万8,752㎡でございます。

貸手が25、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

12ページ～19ページが各筆の明細となっております。

25名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で52筆を貸し付けるという
ことになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記
載の内容で貸付け予定でございます。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

ちょっと数が多いので、時間を取りますので見ていただきたいと思います。

その間に、もしこの案件につきまして補足説明等がある地元委員さんがい
らっしゃいましたら発言をお願いいたします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第4号について原案どおり可決することに御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

[■■■■■ ・ ■■■■■ ・ ■■■■■ 入場・
復席]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
続いて議案第5号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により ■■■■■
■■■■■ は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

[■■■■■ 退場]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、
議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)
それでは議案書20ページをお開きください。
議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。
このことについての公告年月日は令和8年1月30日を予定してございます。
売買の面積は4,126㎡。
売手、買手は、ともに2名でございます。
なお、このことにつきまして1月8日に農地あっせん審査会を開催しております。
21ページの所有権移転一覧表を御覧ください。
1件目は対象地3,302㎡を ■■■■■ から長野県農業開発公社へ売り渡すものです。
対価は158万5,000円となっております。
また、所有権の移転時期等につきましては全て令和8年2月20日となっております。
22ページの左側の位置図を御覧ください。
2筆の農地につきましては、北割1区、 ■■■■■ の西側に位

置しております。

再度 21 ページを御覧ください。

2 件目でございますが、長野県農業開発公社から [REDACTED] に売り渡すものとなっております。

対価につきましては 92 万 6,900 円となっております。

所有権の移転時期等につきましては全て令和 8 年 2 月 16 日でございます。

22 ページ右側の位置図を御覧ください。

場所につきましては町 2 区の [REDACTED] の北側に位置している農地です。

なお、21 ページの表の左下に 1 件目の農地の今後の購入予定者、2 件目の農地の前所有者について記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、本件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

この件について補足説明等がある委員さんがおられましたら……。

2 番 (中嶋 隆君)

1 番ですけど、これはもともと 3 条で出てきたもので、3 条で出てきたものをこちらでやったらどうかということで切り替えたというものです。

3 条でやると、手続もそうですし、税金の関係もそうだけど、それから登記も含めて結構かかるということです。

特に登記は結構高くて、買ったほうが土地の登記をしなきゃいけないくて、それをこれでやると、買った側の人もいろいろ手続しなくても勝手に登記してくれるというシステムであって、3 条の申請があったらまずこっちへどうかっていう話を聞いてもらうといいのかなっていうような気がします。

それで、売るほうにとっても、税金が 800 万円くらいかな、農地で 800 万円って結構な金額になるので、そのところまではほぼ免除というような状況になるので、何か、私のほうに 2 件ほど来ていて、2 件とも一度こっちでっていう話をしているけど、業者の方はあまりこのシステムについて知らないということで、3 条で出てきたらこっちを使うようにっていうふうにしてもらうと結構有利なシステムかなと思って、ちょっとお気をつけいただきたいと思えます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

会 長 「なし」と呼ぶ者あり
(氣賀澤 道雄君)
議案第5号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
[] 入場・復席

会 長 (氣賀澤 道雄君)
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和8年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時51分